

平成19年度 北九州市における産業廃棄物の発生量及び処理状況

1 はじめに

一年間の産業廃棄物の発生量が1,000トンを超える事業者、及び特別管理産業廃棄物の発生量が50トンを超える事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第七項及び第十二の二第八項に基づき、多量排出事業者産業廃棄物処理計画書を提出しなければならない。

(多量排出事業者：117件)

また、本市では、一定規模以上の排出事業者(多量排出事業者を除く。)及び産業廃棄物処理業者から、産業廃棄物の発生及び処理状況等について毎年実績報告を求めている。

(排出事業者：136件、処分業者：159件)

これらのデータを基に、本市の産業廃棄物の発生量及び処理量を推計している。

2 推計方法

排出事業者からの実績報告と処理業者の報告を基礎とし、これに加え関係部局が作成している統計資料を用いた。

業種の分類は、「日本標準産業分類(平成19年11月改訂)/総務省」をもとに行った。

(1) 農業から発生する産業廃棄物

農業から発生する産業廃棄物のうち、家畜の死体及び家畜ふん尿については、産業経済局農林水産部総合農事センターより、平成19年度主要家畜の種類別飼養頭羽数についての照会の飼育頭羽数を用い、家畜の死体は平均的死亡率より、家畜ふん尿については、農林水産省より提供された資料「家畜排せつ物量の原単位」に記載している1頭羽当たりの1日排せつ物量(動物のふん尿原単位)を用いた。

(2) 建設業から発生する産業廃棄物

建設業から発生する産業廃棄物については、指標となる事業場を複数選定し、これらの事業場の産業廃棄物発生量等及び元請完成工事高より原単位を調査した。この原単位と建設工事施工統計調査結果(平成18年度/国土交通省)及び福岡県統計年鑑を用いて推計を行った。

(3) 製造業から発生する産業廃棄物

製造業から発生する産業廃棄物については、日本標準産業分類の中分類の業種ごとに、指標となる事業場を複数選定し、これらの事業場の産業廃棄物発生量等及び製造品出荷額より業種ごとに原単位を調査した。この原単位と工業統計調査結果による製造品出荷額とを用いて、業種ごとに発生量の推計を行った。

(4) 医療・福祉、情報通信、運輸、サービス業から発生する産業廃棄物

サービス業等から発生する産業廃棄物については、発生量の多い排出事業者を選定し、これらの事業場の産業廃棄物発生量をそのまま用いた。

(5) 電気、ガス、水道業から発生する産業廃棄物

電気、ガス、水道から発生する産業廃棄物については、市内に事業所を有する事業者が少ないことから、これらの事業所すべてについての発生量を集計した。

3 発生量及び処理量

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）発生量とは、産業廃棄物が発生してから、廃棄物の処理として何ら操作を加えていない時点での量を指し、何ら操作を加えなくても自社で利用できる廃棄物の量や有価売却できる量（以下、有価物量という。）を含んでいる。排出量とは、有価物量と自社で産業廃棄物を保管している量を、発生量から差し引いた量である。

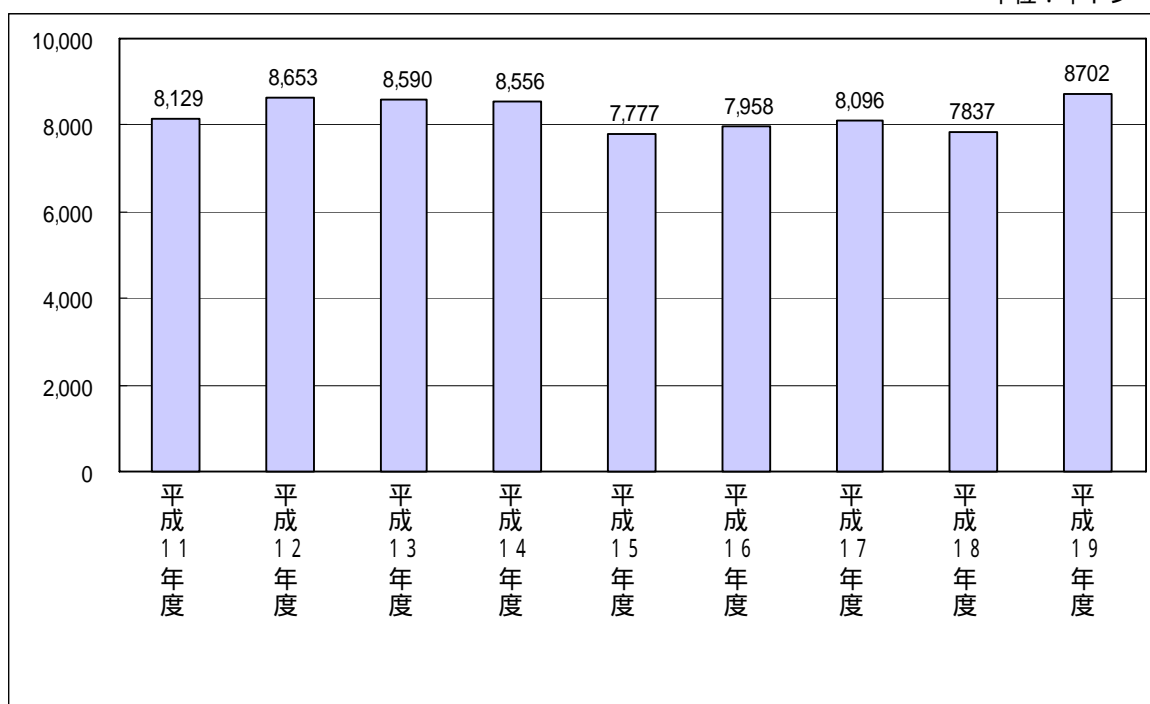
(1) 発生量の推移

産業廃棄物の発生量の推移を図1に示す。

市内から発生する産業廃棄物量は、多少の変動はあるものの、おおむね800万トン前後で推移している。

図1 市内産業廃棄物発生量の推移

単位：千トン



(2) 種類別発生量

産業廃棄物の種類別の発生量を図2及び表2に示す。

種類別の発生量は、鉱さい295万トン(34%)、汚泥255万トン(29%)と続き、さらに、がれき類120万トン(14%)となっており、この3種類で全体の77%を占めている。

図2 種類別発生量(北九州市)

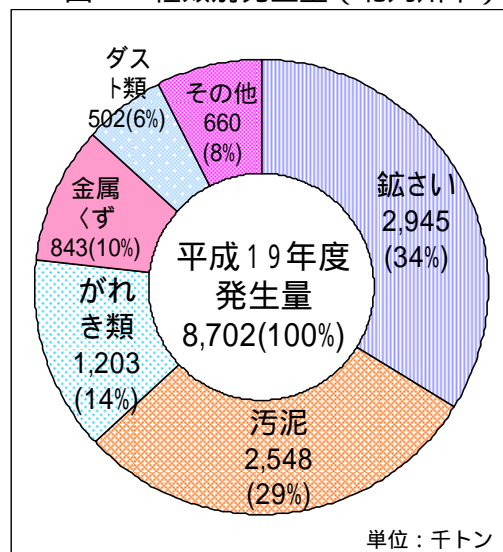


表2 市内産業廃棄物種類別発生量

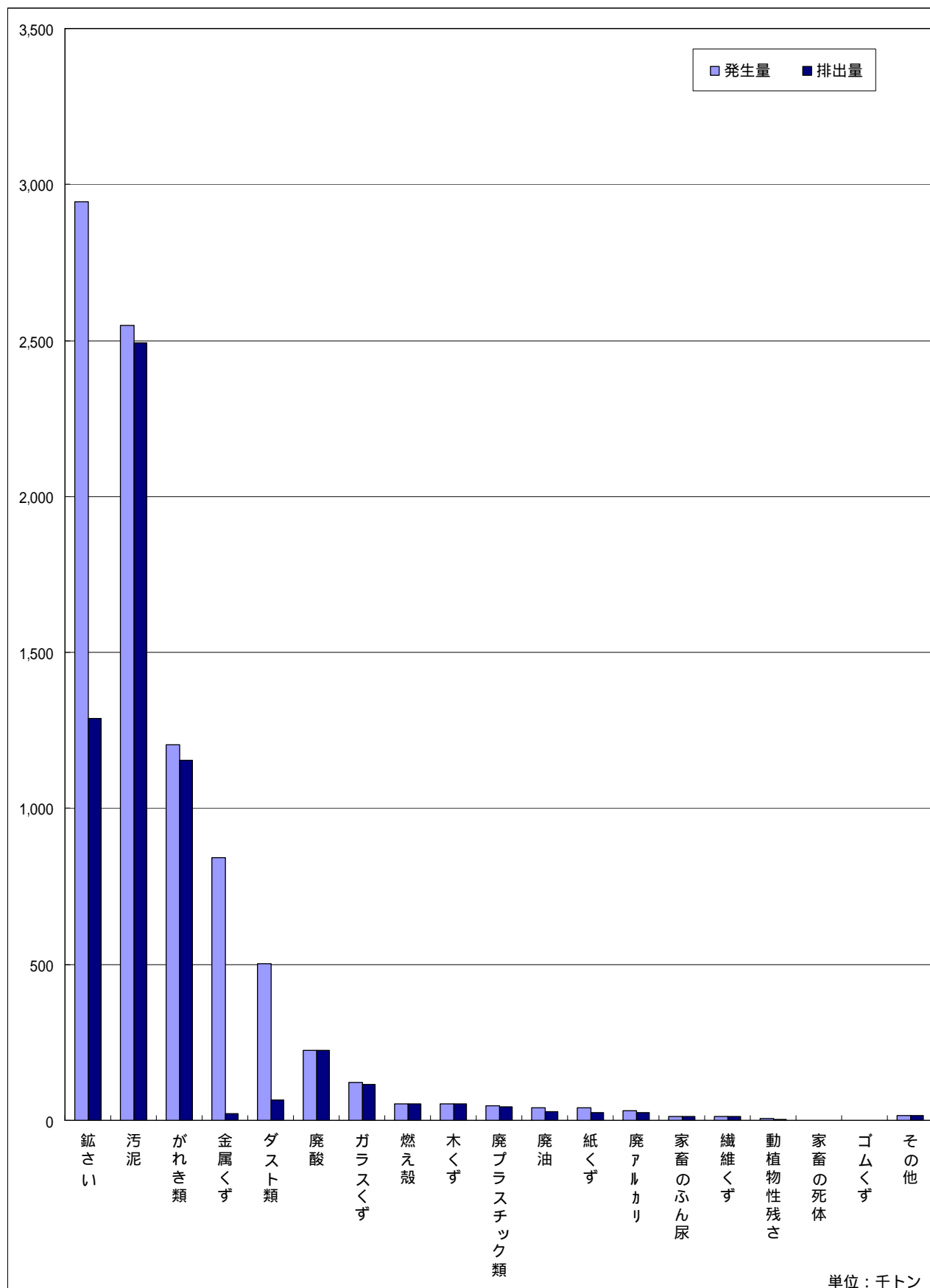
単位：千トン

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
鉱さい	2,979 (28.3%)	3,139 (39.5%)	3,038 (37.5%)	3,012 (38.4%)	2,945 (33.8%)
汚泥	1,891 (24.3%)	1,969 (24.7%)	1,969 (24.3%)	2,119 (27.0%)	2,548 (29.3%)
がれき類	949 (12.2%)	1,141 (14.3%)	1,163 (14.4%)	1,207 (15.4%)	1,203 (13.8%)
金属くず	801 (10.3%)	360 (4.5%)	637 (7.9%)	488 (6.2%)	843 (9.7%)
ダスト類	520 (0.7%)	657 (8.3%)	596 (7.4%)	544 (6.9%)	502 (5.8%)
廃酸	160 (2.1%)	315 (4.0%)	161 (2.0%)	150 (1.9%)	226 (2.6%)
ガラス・陶磁器くず	70 (0.9%)	97 (1.2%)	165 (2.0%)	58 (0.7%)	122 (1.4%)
燃え殻	53 (0.7%)	55 (0.7%)	136 (1.7%)	42 (0.5%)	54 (0.6%)
木くず	227 (2.9%)	49 (0.6%)	66 (0.8%)	55 (0.7%)	53 (0.6%)
廃プラスチック類	30 (0.4%)	83 (1.0%)	38 (0.5%)	43 (0.5%)	46 (0.5%)
廃油	33 (0.4%)	34 (0.4%)	38 (0.5%)	35 (0.5%)	41 (0.5%)
紙くず	12 (0.2%)	13 (0.2%)	13 (0.2%)	11 (0.1%)	41 (0.5%)
廃アルカリ	22 (0.3%)	21 (0.3%)	41 (0.5%)	37 (0.5%)	30 (0.3%)
家畜ふん尿	17 (0.2%)	17 (0.2%)	15 (0.2%)	13 (0.2%)	14 (0.2%)
繊維くず	0 (0%)	0 (0%)	1 (0%)	1 (0%)	11 (0.1%)
動植物性残さ	7 (0.1%)	3 (0%)	7 (0.1%)	7 (0.1%)	6 (0.1%)
家畜の死体	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0%)
ゴムくず	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
その他	6 (0.1%)	4 (0.1%)	14 (0.2%)	13 (0.2%)	17 (0.2%)
合計	7,777	7,958	8,098	7,837	8,702

()内は発生量合計に対する割合

また、種類別の発生量と排出量の比較を図3に、種類別の排出量を図4に示す。

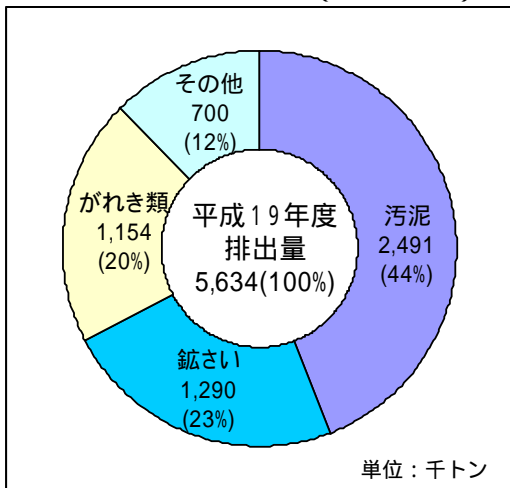
図3 種類別の発生量及び排出量（北九州市）（平成19年度）



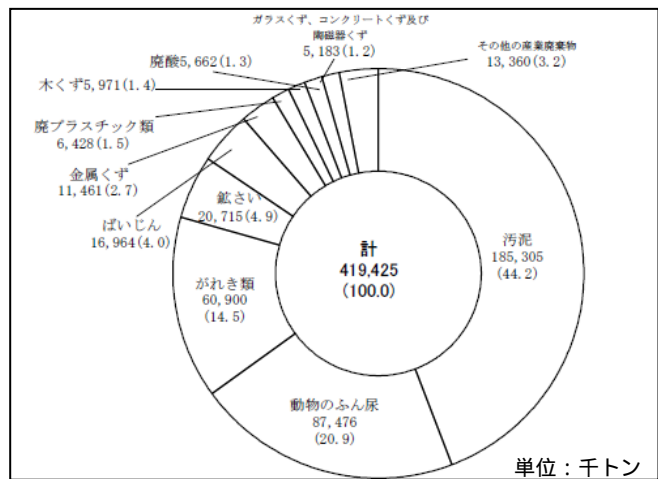
汚泥やがれき類は、発生量と排出量がほとんど変わらないことに対し、鉱さい、金属くず及びダスト類は、発生量と排出量に大きな差がある。これは、高炉スラグ（鉱さい）がセメントや路盤材の材料として売却され、金属くずは製鉄の原料として売却されるため、排出量にカウントされないからである。本市のダスト類は、主に鉄鋼業から発生しているが、発生したダスト類のほとんどは、中間処理することなく直接自社の製造ラインに戻し、再生利用を行っているため、排出量が少なくなっている。

上記で述べたように、鉱さいは本市での発生量は最も多いものの、中間処理することなく売却する量が多いため、排出量はその分少なくなる。その結果、図4に示すように、本市の産業廃棄物の中で、排出量が最も多い種類は汚泥となり、汚泥の排出量は全体の44%を占める。全国と比較すると、排出量が最も多いのは汚泥であることは本市と同じであるが、汚泥に次いで多いのは、本市では鉱さいであるのに対し、全国では家畜のふん尿である。本市では、農業の生産量が低いからである。

図4 種類別排出量（北九州市）



(参考) 種類別排出量（全国 / 19年度）



(3) 業種別発生量

産業廃棄物の業種別発生量を図5及び表3に示す。

業種別の発生量は、製造業からの発生が588万トン（68%）と最も多く、次いで電気・ガス・水道業153万トン（18%）、建設業127万トン（15%）となっている。製造業の中では、鉄鋼業からの発生が最も多く、非鉄金属業、汎用機械製造業と続いている。

図5 業種別発生量（北九州市）

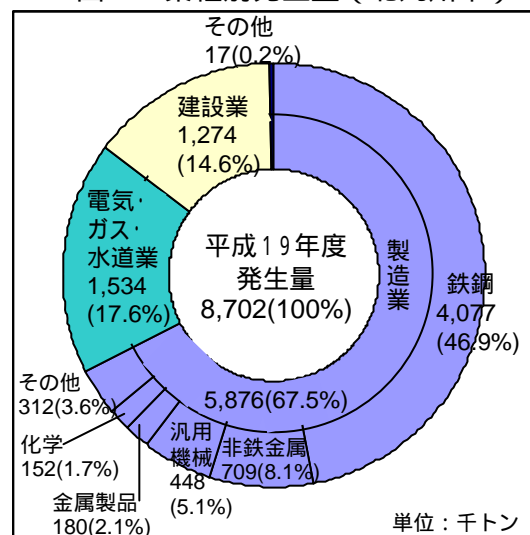


表3 市内産業廃棄物業種別発生量

単位：千トン

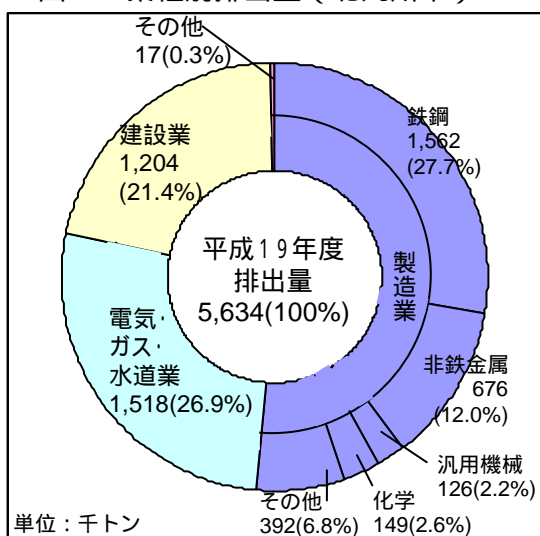
業種	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
製造業	5,371 (69.1%)	5,228 (65.7%)	5,388 (66.6%)	5,171 (66.0%)	5,876 (67.5%)
鉄鋼	4,458 (57.3%)	4,683 (58.8%)	4,709 (58.2%)	4,554 (58.1%)	4,077 (46.9%)
非鉄金属	17 (0.2%)	9 (0.1%)	7 (0.1%)	5 (0.1%)	709 (8.1%)
汎用機械	341 (4.4%)	20 (0.3%)	150 (1.9%)	100 (1.3%)	448 (5.1%)
金属製品	48 (0.6%)	229 (2.9%)	101 (1.2%)	57 (0.7%)	180 (2.1%)
化学	254 (3.3%)	142 (1.8%)	170 (2.1%)	260 (3.3%)	152 (1.7%)
窯業・土石	82 (1.1%)	66 (0.8%)	99 (1.2%)	43 (0.5%)	88 (1.0%)
石油・石炭	19 (0.2%)	30 (0.4%)	15 (0.2%)	36 (0.5%)	80 (0.9%)
食料品・飼料等	110 (1.4%)	4 (0.1%)	99 (1.2%)	96 (1.2%)	80 (0.9%)
紙・出版・印刷	12 (0.2%)	12 (0.2%)	11 (0.1%)	10 (0.1%)	38 (0.4%)
電気・電子	23 (0.3%)	6 (0.1%)	24 (0.3%)	8 (0.1%)	4 (0.0%)
輸送機械	2 (0.0%)	25 (0.3%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	3 (0.0%)
プラスチック・ゴム	1 (0.0%)	1 (0.0%)	2 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)
繊維	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
木材・家具	2 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他製造業	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	18 (0.2%)
電気・ガス・水道業	1,175 (15.1%)	1,486 (18.7%)	1,490 (18.4%)	1,371 (17.5%)	1,534 (17.6%)
建設業	1,198 (15.4%)	1,212 (15.2%)	1,142 (14.1%)	1,234 (15.8%)	1,274 (14.6%)
農業	17 (0.2%)	17 (0.2%)	15 (0.2%)	13 (0.2%)	14 (0.2%)
情報通信業、運輸業	-	-	15 (0.2%)	12 (0.2%)	2 (0.0%)
医療・福祉	-	-	15 (0.2%)	17 (0.2%)	1 (0.0%)
教育、学習支援、複合サービス業、サービス業	14 (0.2%)	15 (0.2%)	30 (0.4%)	18 (0.2%)	0 (0.0%)
その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	7,777	7,958	8,096	7,837	8,702

()内は発生量合計に対する割合

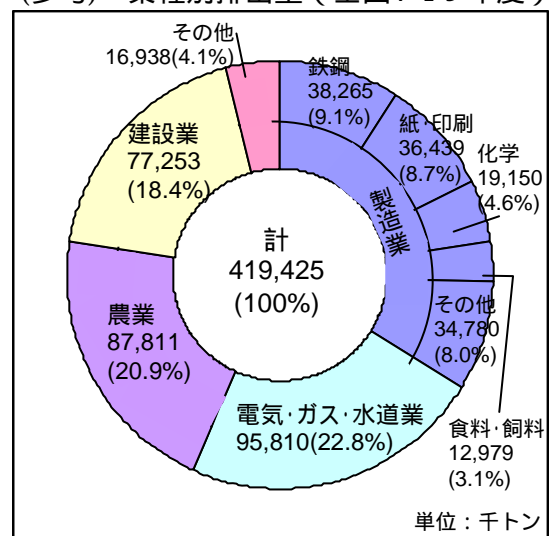
産業廃棄物の業種別排出量を図6に示す。

全国では、製造業由来の産業廃棄物は全体の34%であるのに対し、本市は日本の主要な工業都市であるため50%を超えている。全国では農業由来の産業廃棄物は全体の21%を占めることに対し、本市では農業由来の産業廃棄物の割合がわずか(その他に含まれる)である。

図6 業種別排出量(北九州市)



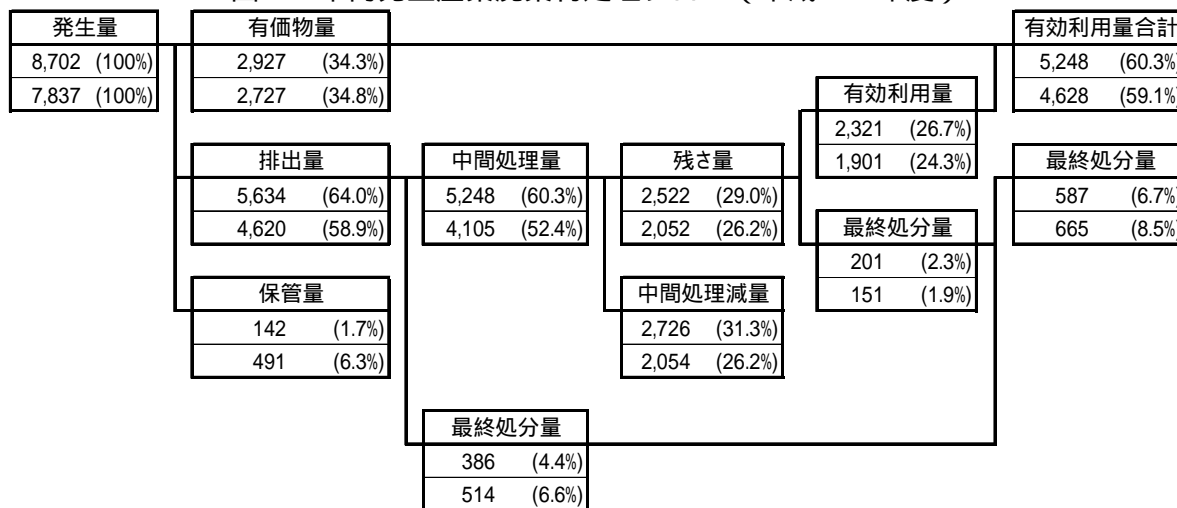
(参考) 業種別排出量(全国/19年度)



(4) 処理状況

市内で発生した産業廃棄物の処理フローを図7に、本市の産業廃棄物の処理状況を表4に示す。

図7 市内発生産業廃棄物処理フロー（平成19年度）



単位：千トン

上段：平成19年度〔（ ）内は発生量に対する割合〕

下段：平成18年度〔（ ）内は発生量に対する割合〕

(参考) 全国の産業廃棄物処理フロー（平成19年度）

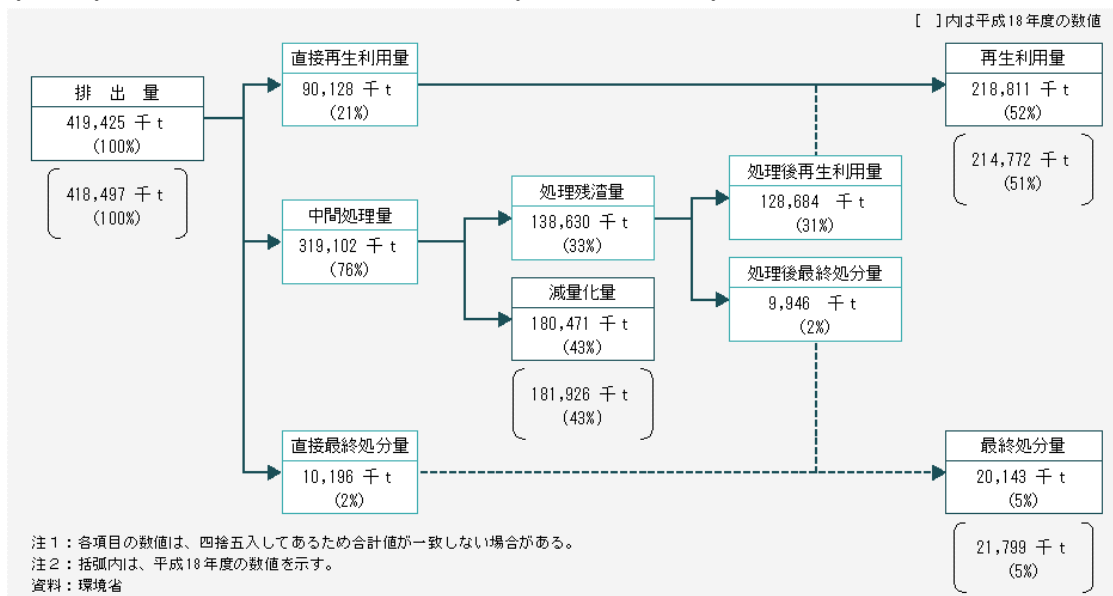


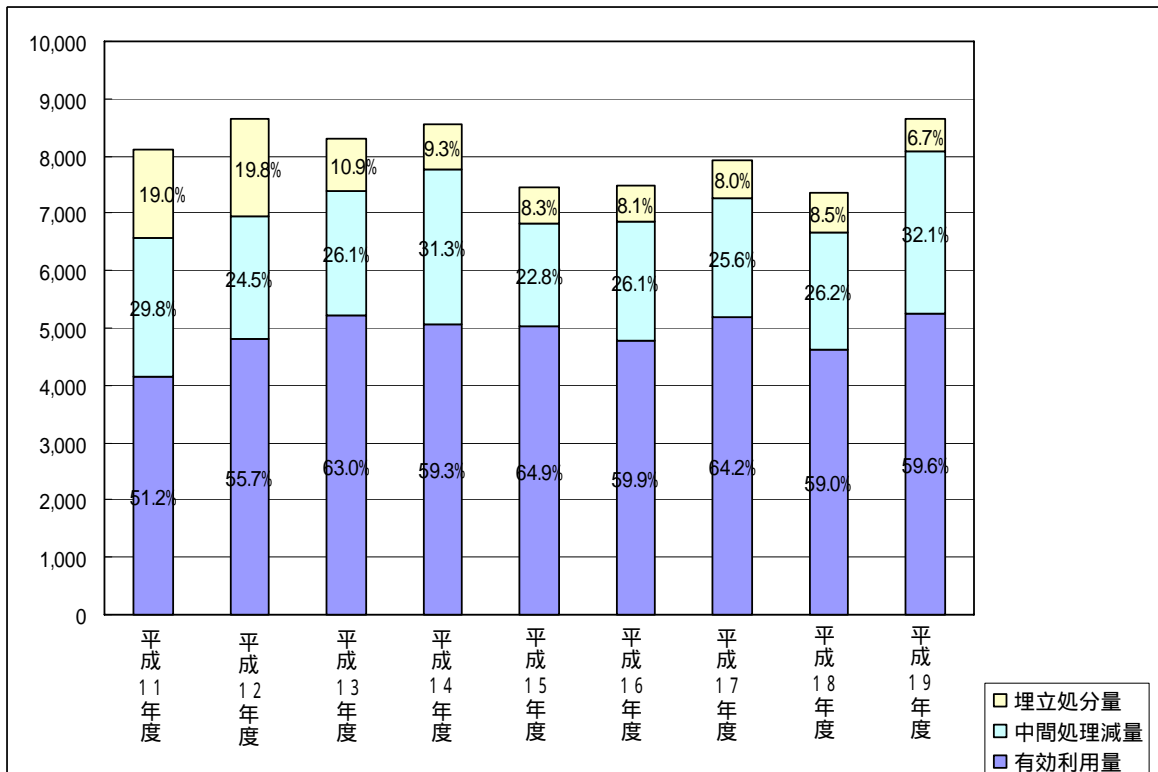
表4 市内産業廃棄物処理状況

単位：千トン

	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
発生量	8,556		7,777		7,958		8,096		7,837		8,702	
保管量	2	(0%)	319	(4.1%)	463	(5.8%)	181	(2.2%)	491	(6.3%)	142	(1.7%)
有価物	2,616	(30.6%)	3,090	(39.7%)	2,711	(34.1%)	3,544	(43.8%)	2,727	(34.8%)	2,927	(34.3%)
排出量	5,940	(69.4%)	4,368	(56.2%)	4,784	(60.1%)	4,371	(54.0%)	4,620	(58.9%)	5,634	(64.0%)
直接埋立処分	456	(5.3%)	404	(5.2%)	500	(6.3%)	483	(6.0%)	514	(6.6%)	386	(4.4%)
直接海洋投入	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
中間処理量	5,443	(63.6%)	3,963	(51.0%)	4,284	(53.8%)	3,888	(48.0%)	4,105	(52.4%)	5,248	(60.3%)
中間処理減量	2,682	(31.3%)	1,770	(22.8%)	2,081	(26.1%)	2,072	(25.6%)	2,054	(26.2%)	2,726	(31.3%)
残さ量	2,761	(32.3%)	2,193	(28.2%)	2,203	(27.7%)	1,816	(22.4%)	2,052	(26.2%)	2,522	(29.0%)
処理後有効利用	2,461	(28.8%)	1,954	(25.1%)	2,055	(25.8%)	1,654	(20.4%)	1,901	(24.3%)	2,321	(26.7%)
処理後埋立処分	339	(4.0%)	239	(3.1%)	148	(1.9%)	161	(2.0%)	151	(1.9%)	201	(2.3%)
処理後海洋投入	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
有効利用量	5,077	(59.3%)	5,044	(64.9%)	4,766	(59.9%)	5,198	(64.2%)	4,628	(59.1%)	5,248	(60.3%)
埋立処分量	795	(9.3%)	644	(8.3%)	648	(8.1%)	644	(8%)	665	(8.5%)	587	(6.7%)
海洋投入処分量	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)

()内は発生量合計に対する割合

図8 市内産業廃棄物発生年度別処理処分状況



注) %は、その他の区分(保管)があるため100%に満たず

a 有効利用状況

市内で発生した産業廃棄物の年度別処理処分状況を図8に、産業廃棄物の種類別有効利用状況を表5及び図9に示す。

本市では、発生量に対する有効利用率は、平成13年以降は60%前後で推移している。

平成19年度に有効利用された産業廃棄物の量は、鉾さい(256万トン)が最も多く、次いでがれき類(90万トン)、金属くず(84万トン)となっている。

発生量に対しての有効利用率をみると金属くずが99.5%と最も高く、次いでダスト類(96%)、鉾さい(87%)となっている。

有効利用の内容について、ダスト類は、主に鉄鋼業において自社再生されている。鉾さいは、主にセメントや路盤材の原料、がれき類は路盤材の原料として利用されており、金属くずは発生量のほとんどが有価物として売却されている。

表5 産業廃棄物の種類別有効利用状況

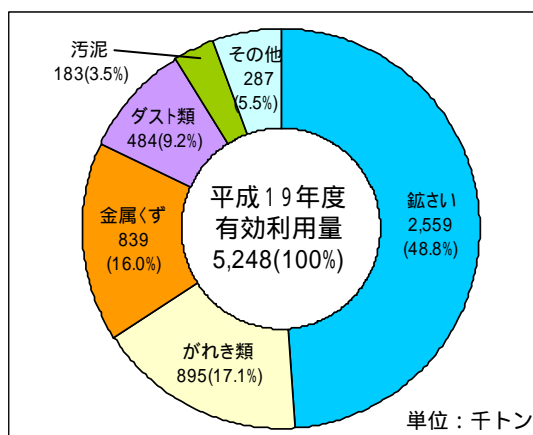
(平成19年度)

廃棄物の種類	発生量	有効利用量	有効利用率
鉾さい	2,945	2,559	(86.9%)
がれき類	1,203	895	(74.4%)
金属くず	843	839	(99.5%)
ダスト類	502	484	(96.4%)
汚泥	2,548	183	(7.2%)
その他	660	287	-
合計	8,702	5,248	(60.3%)

単位：千トン

注)表中の有効利用量とは、各産業廃棄物の直接有価物量と中間処理後有効利用量の合計値である。有効利用率は各廃棄物の発生量に対する有効利用量の割合である。

図9 種類別有効利用量

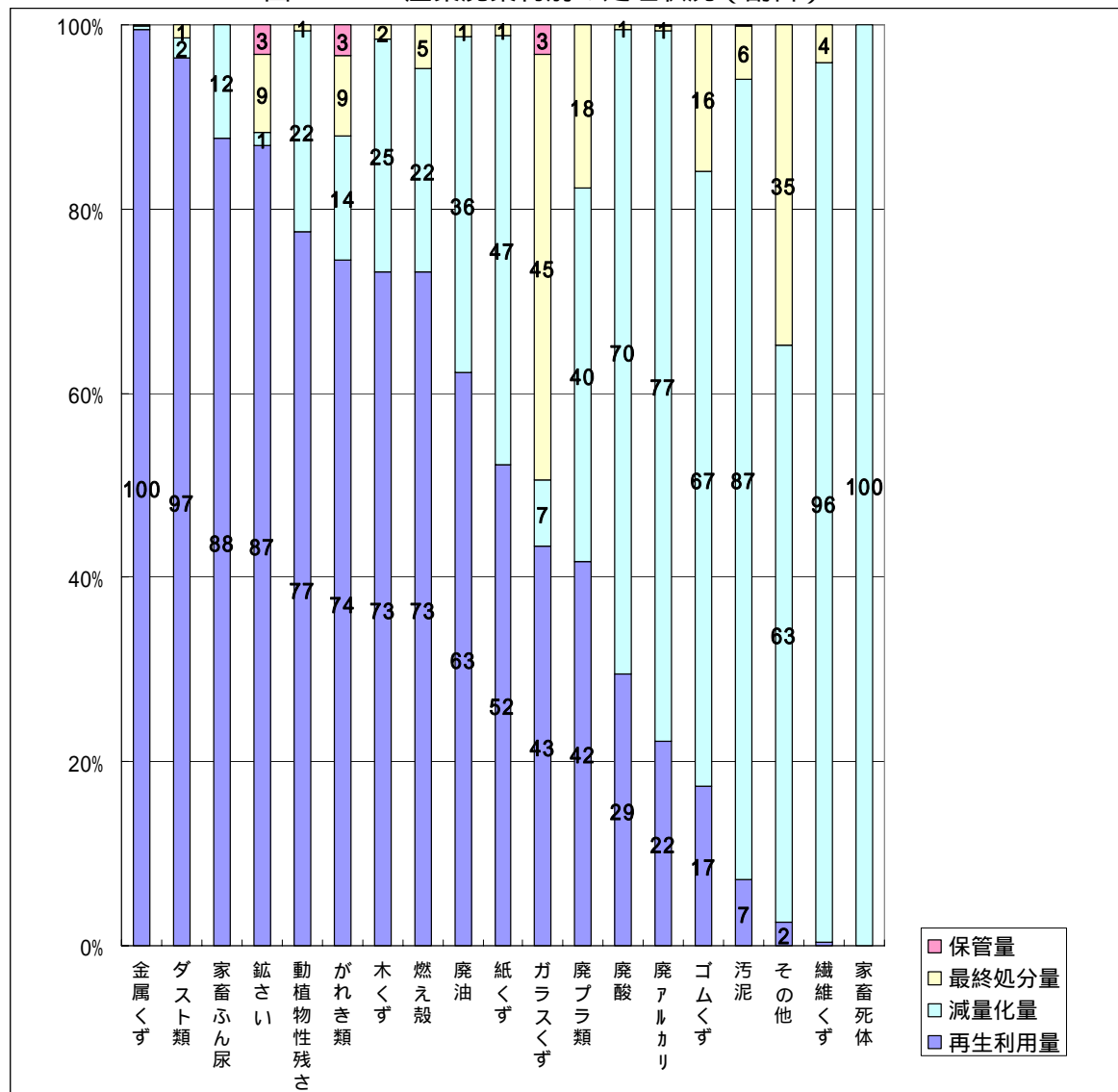


b 産業廃棄物別の処理状況

平成19年度に発生した産業廃棄物の種類別処理状況を図10に示す。

埋立処分の比率が高い廃棄物は、ガラスくず(45%)、廃プラスチック類(18%)、ゴムくず(16%)などであり、その他(建設系混合廃棄物や一体不可分な廃棄物等)の最終処分比率も35%と高い。

図10 産業廃棄物別の処理状況(割合)



注) その他とは、乾電池などの一体不可分なものや、建設系混合廃棄物などからなる。

c 中間処理状況

産業廃棄物の中間処理状況を表6、種類別中間処理量を図11に示す。

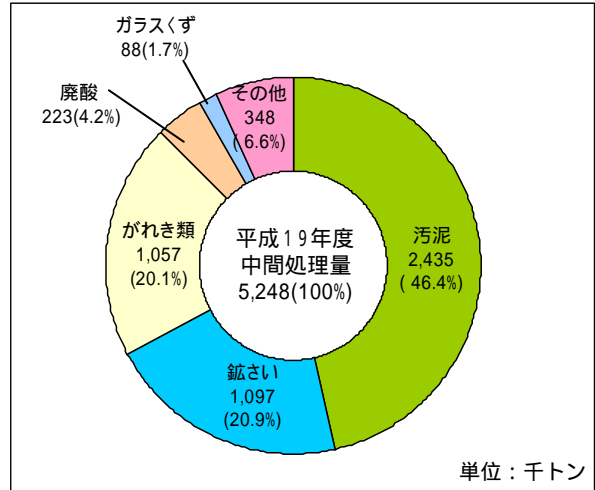
中間処理した産業廃棄物の量は約525万トンであり、汚泥、鉱さい及びがれき類が全体の約87%を占めている。

表6 産業廃棄物中間処理状況 単位：千トン

年度	中間処理量	中間処理減量	
平成10年度	3,571	2,288	(64.1%)
平成11年度	3,539	2,418	(68.3%)
平成12年度	3,294	2,123	(64.5%)
平成13年度	4,682	2,171	(46.4%)
平成14年度	5,482	2,682	(48.9%)
平成15年度	3,963	1,770	(44.7%)
平成16年度	4,284	2,081	(48.6%)
平成17年度	3,888	2,072	(53.3%)
平成18年度	4,105	2,054	(50.0%)
平成19年度	5,248	2,726	(51.9%)

()内は中間処理量に対する割合(%)

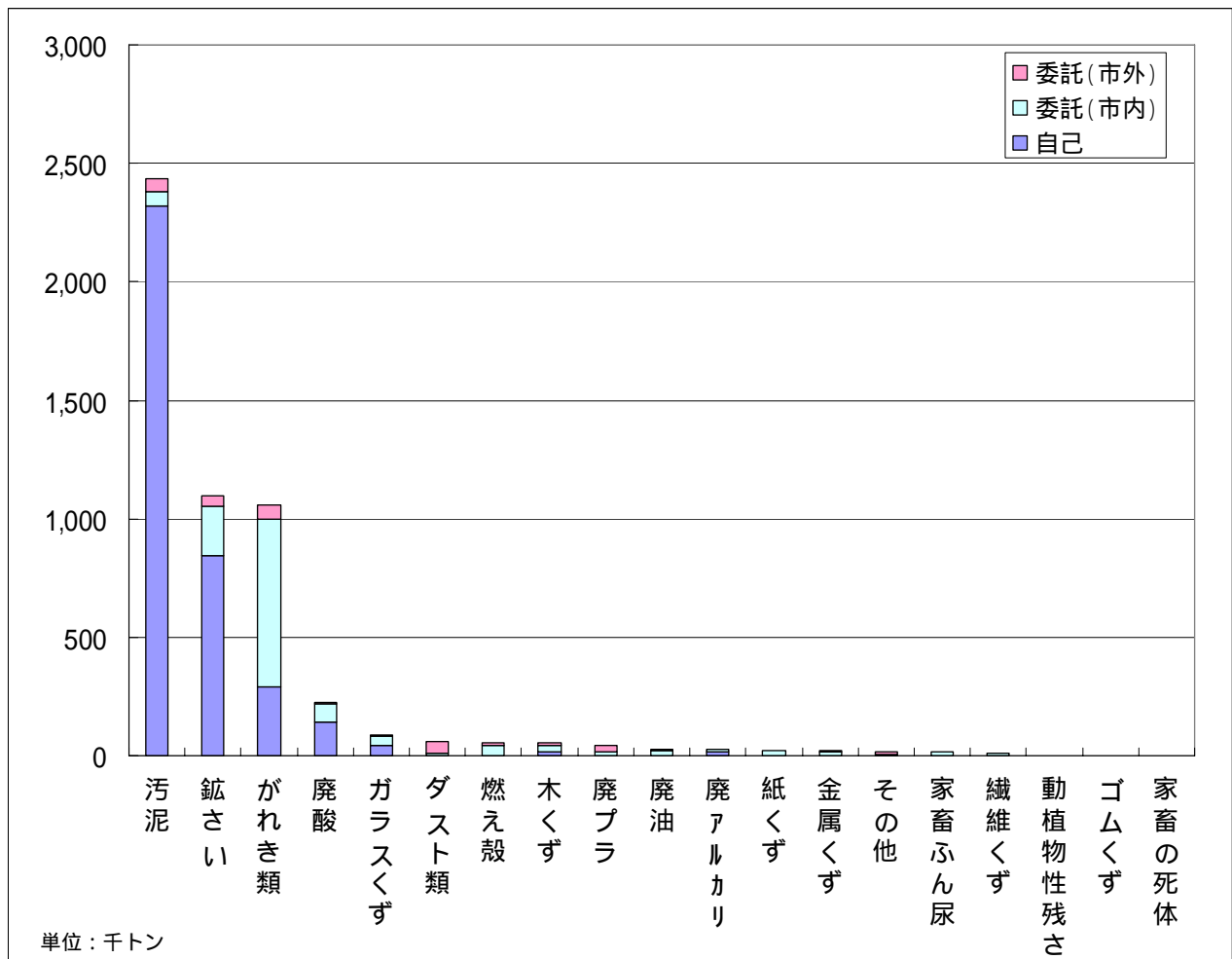
図11 種類別中間処理量



単位：千トン

種類別中間処理量について、自社中間処理量、直接委託中間処理量（市内）及び直接委託中間処理量（市外）を図12から図15に示す。

図12 種類別中間処理量（全体）(平成19年度)



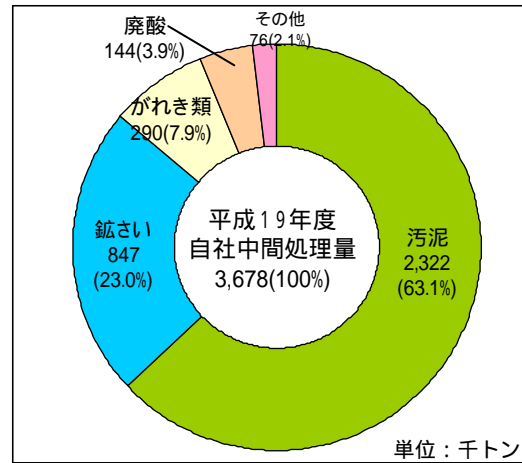
単位：千トン

市内で発生した産業廃棄物のうち、自社で中間処理した量を図13に示す。

自社中間処理量は、370万トンであり、中間処理量全体(525万トン)の70%にあたる。

自社中間処理量で、汚泥の割合が高いのは、製造業や電気・ガス・水道業において、水処理施設から出る汚泥や、製造ラインから出る汚泥を、自社で脱水処理してから排出している事業者が多いためである。

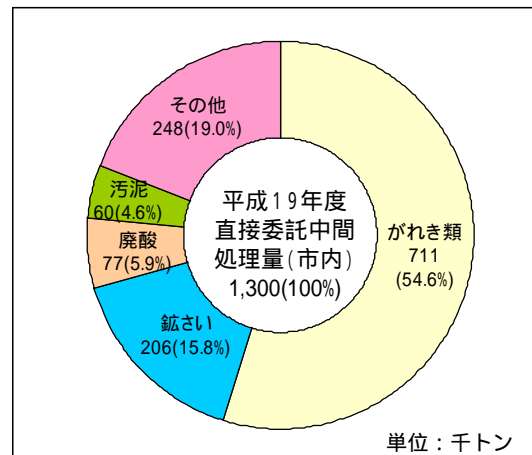
図13 自社中間処理量



市内で発生した産業廃棄物のうち、市内の中間処理業者に処理を委託した量を図14に示す。

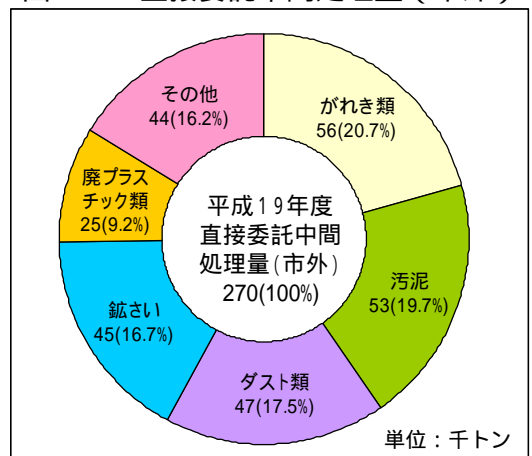
市内の中間処理業者に処理を委託した量は、130万トンであり、直接委託処理量(157万トン)の83%を占めており、市内で発生した産業廃棄物は、ほとんど市内で処理されていることになる。市内委託量では、がれき類が71万トン、金属が21万トンとなっており、この2種類で市内委託量の70%を占めている。

図14 直接委託中間処理量(市内)



市内で発生した産業廃棄物のうち、市外の中間処理業者に処理を委託した量を図15に示す。市外の中間処理業者に処理を委託した量は27万トンであり、直接委託中間処理量(157万トン)の17%にあたる。

図15 直接委託中間処理量(市外)



d 最終処分状況

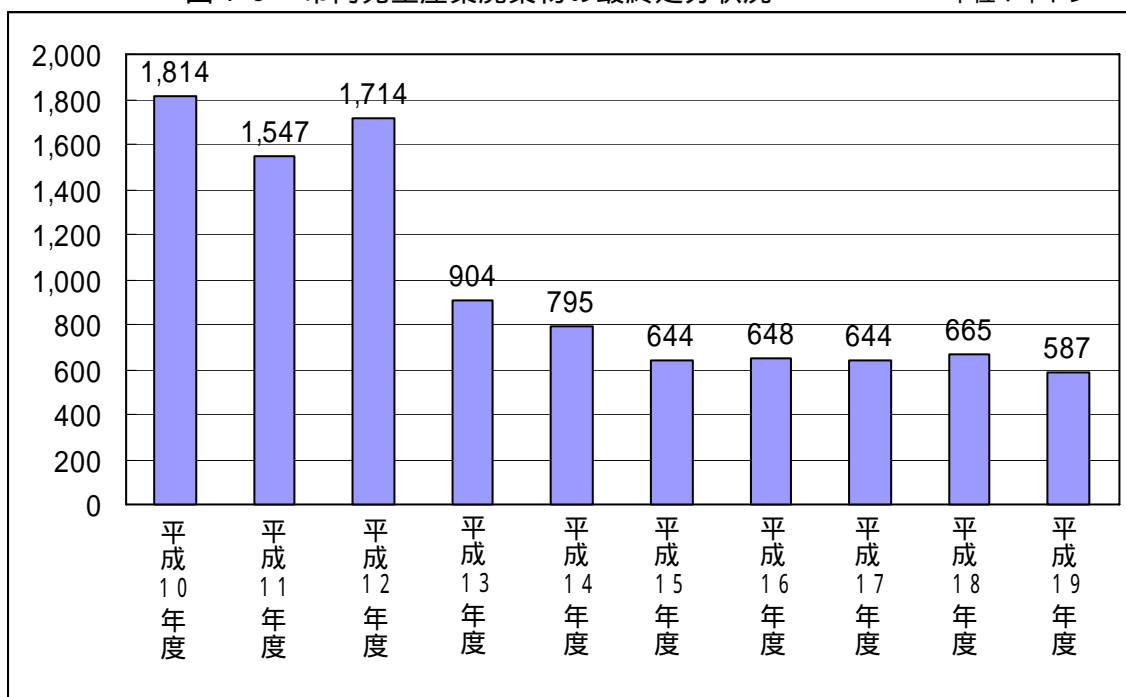
市内で発生した産業廃棄物の最終処分状況を図16に示す。近年、最終処分量は大きく減少し、平成15年度から約65万トン前後で推移していたが、平成19年度は60万トンを下回った。

平成12年から平成13年にかけて、最終処分量が大きく減少しているが、これは平成12年に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」等、各種リサイクル関連法が制定されたことによる、減量化の効果と考えられる。

また、平成13年度から、本市では、法に基づき、多量排出事業者に対して、産業廃棄物処理計画の作成及び報告を求めており、多量排出事業者が処理計画に基づき、最終処分の削減に努めていることも最終処分量の減少につながっていると考えられる。

図16 市内発生産業廃棄物の最終処分状況

単位：千トン



e 海洋投入処分状況

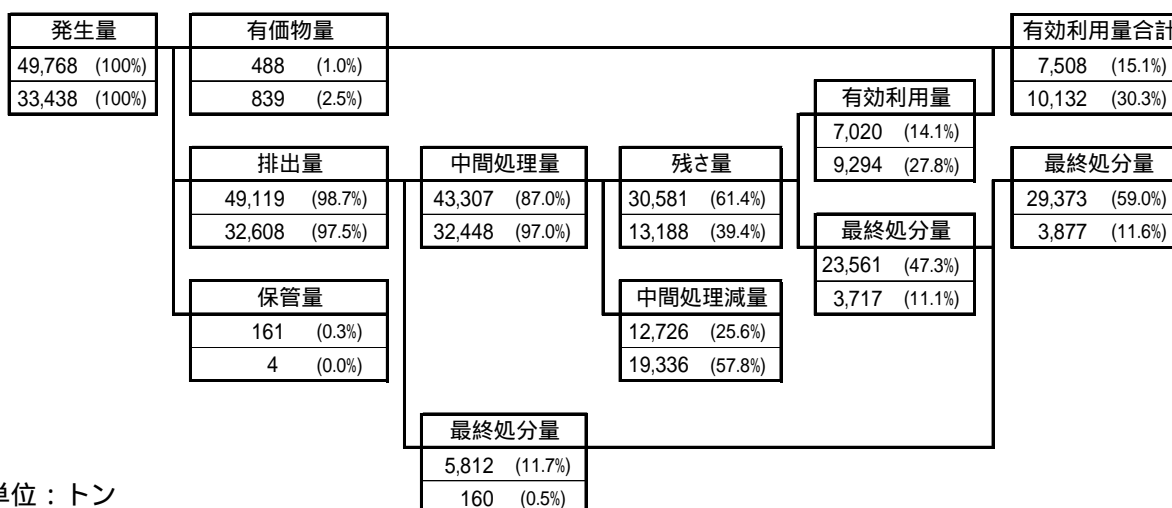
本市では、11年度以降は、海洋投入処分はされていない。

4 特別管理産業廃棄物の発生量及び処理状況

北九州市内で発生した産業廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物の処理フローを図17に示す。

特別管理産業廃棄物の発生量調査は、特別管理産業廃棄物の排出の可能性のある事業者が発生量調査を行い、集計を行ったため、平成18年度と値が大きく異なっている。なお、従前は、推計値にて集計していたが、平成19年より実績値を集計している。

図17 市内発生特別管理産業廃棄物処理フロー（平成19年度）



単位：トン

上段：平成19年度（発生量に対する割合）

下段：平成18年度（発生量に対する割合）

(1) 廃石綿等の処理状況

市内で発生した廃石綿等の処理先状況を表7に示す。

廃石綿等は454トン発生しており、平成19年度の時点では市内には処分業者がないため、全量が市外で処分されている。

表7 廃石綿等の処理状況（平成20年度特定粉じん作業届出より）

番号	名称	所在地	処分量	
			(トン)	(%)
	(有)オー・エス収集センター(埋立処分)	熊本県熊本市	140	31
	庄野崎徹二(埋立処分)	佐賀県唐津市	127	28
	九州産廃(株)(埋立処分)	熊本県菊池市	86	19
	(有)ウイルビ(埋立処分)	福岡県嘉麻市	43	9
	東亜環境(株)(埋立処分)	宮崎県都城市	26	6
	共英製鋼(株)(溶融処理又は埋立処分)	山口県山陽小野田市	17	4
	(株)イー・アール・シー高城(埋立処分)	宮崎県都城市	15	3
合計			454	

(2) PCB廃棄物の処理状況

市内に保管されていたPCB廃棄物の処理状況を表8に示す。平成16年12月から若松区響灘地区において、日本環境安全事業(株)によってPCB廃棄物の受入・処理を実施している。

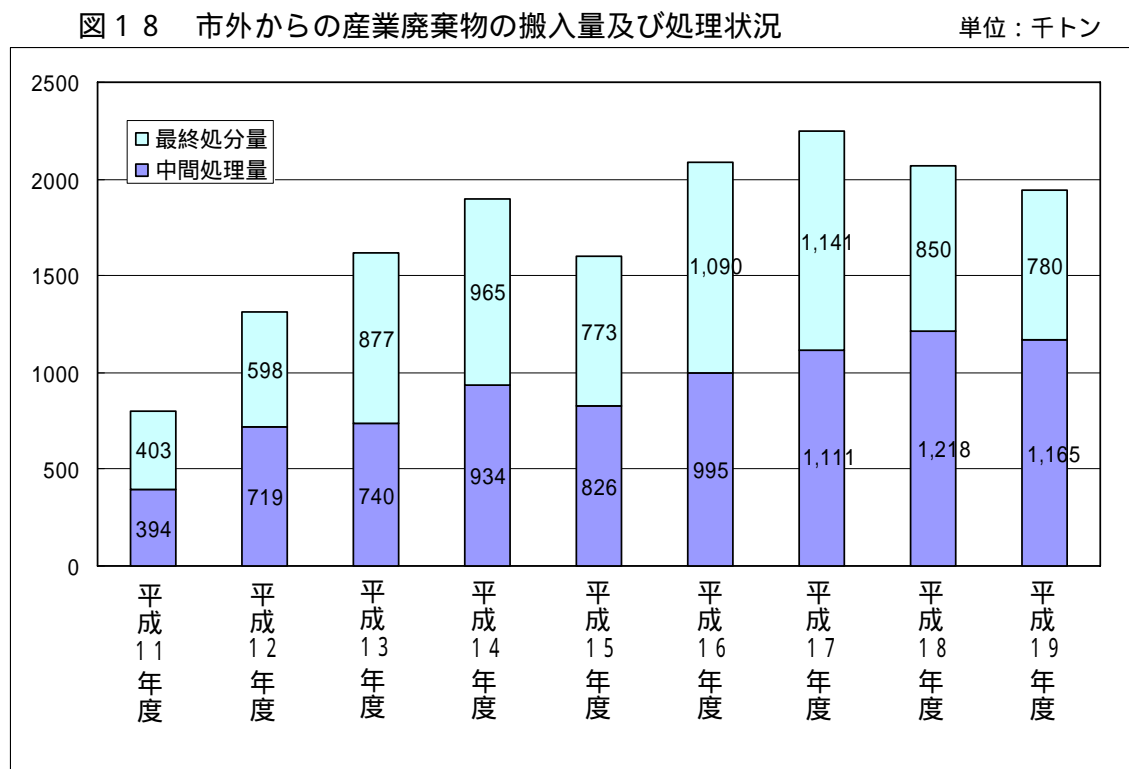
表8 市内保管分の受入状況（平成16年12月～平成22年3月末現在）

	処理対象台数(a)	受入台数(b)	(b)/(a)
トランス類	793台	566台	71%
コンデンサ	3,048台	2,387台	78%

処理対象台数は、平成21年3月末現在。

5 広域移動の状況

市外から市内へ搬入された産業廃棄物の中間処理量及び埋立処分量の年度別推移を図18に示す。



(1) 市外からの搬入状況

近年、市外からの産業廃棄物の搬入量は増加傾向にあったが、平成18年度から減少に転じた。また、搬入量のうち最終処分量についても、平成18年度から減少に転じた。

(2) 最終処分先の状況

市内で発生した廃棄物のうち最終処分された量は、約56万トンであり、これらのうち55万トン(98%)が市内の最終処分場で処理されており、本市の傾向として、市外に依存することなくほとんどが市内で最終処分されている。

6 その他

(1) 産業廃棄物処理業許可業者数

産業廃棄物処理業許可数を表9に、年度別処理業許可業者数の推移を図19及び図20に示す。許可業者数は年々増加しており、特に収集運搬業許可業者の増加が著しい。

表9 産業廃棄物処理業許可業者数 (平成20年3月31日現在)

許可区分	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	計
平成19年度	2,474(1,092)	168(153)	6(6)	2,648(1,251)
平成18年度	2,354(1,053)	158(143)	6(6)	2,518(1,202)

()内は法人の本店所在地(個人については住所)が北九州市内である
又は主要な事業場が市内にある許可業者数

図19 産業廃棄物収集運搬業許可業者数

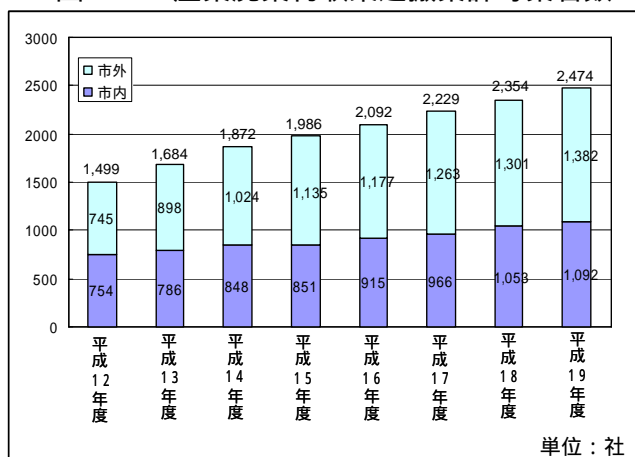
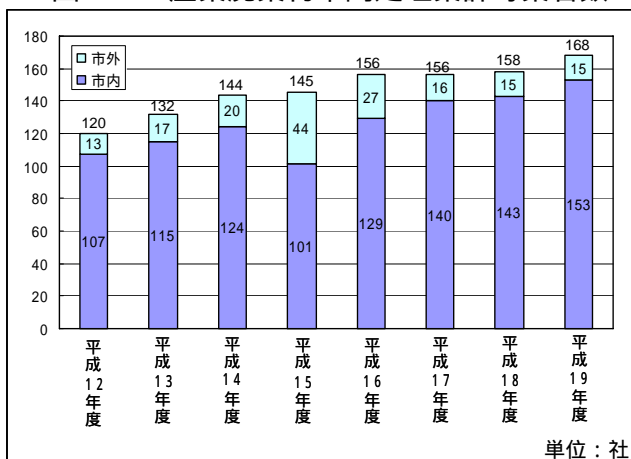


図20 産業廃棄物中間処理業許可業者数



市外の中間処理業者は、市内に移動式破砕機を持ち込むために許可を取得している。

(2) 特別管理産業廃棄物処理業許可業者数

特別管理産業廃棄物処理業許可業者数を表10に、年度別処理業許可業者数の推移を図21及び図22に示す。

表10 特別管理産業廃棄物処理業許可業者数(平成20年3月31日現在)

許可区分	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	計
平成19年度	538(146)	25(25)	0(0)	563(171)
平成18年度	483(116)	22(22)	0(0)	505(138)

()内は法人の本店所在地(個人については住所)が北九州市内である
又は主要な事業場が市内にある許可業者数

図21 特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可業者数

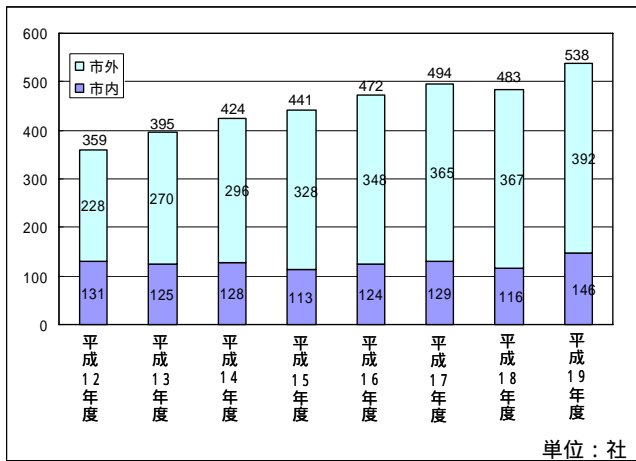
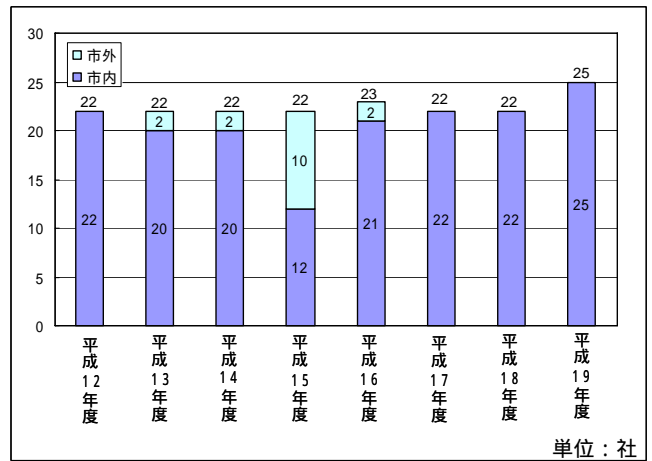


図22 特別管理産業廃棄物中間処理業
許可業者数



北九州市環境未来税の概要

環境未来税とは

北九州市が取り組んでいる廃棄物処理の適正化やエコタウン事業などの環境施策を積極的に推進するための持続的で安定的な財源を確保することを目的とする **法定外目的税**です。(法定外目的税: 地方公共団体が特定の費用に充てるため、独自に課税要件を定めて課税する地方税)

環境の世紀といわれる21世紀を迎え、環境を維持・改善するための事業は、ますますその重要性を増しています。今後、各種の環境施策をより積極的に推進していくためには、持続的で安定的な財源を確保することが必要です。

このため、産業廃棄物の最終処分である埋立てに課税し、その税収を様々な環境施策の費用の一部に充てる法定外目的税として環境未来税を創設することとしたものです。

この環境未来税は、産業廃棄物の中間処理(破碎、脱水、焼却、中和等)は課税対象としていないため、企業の経済活動をリサイクルや減量化に誘導することも期待できます。

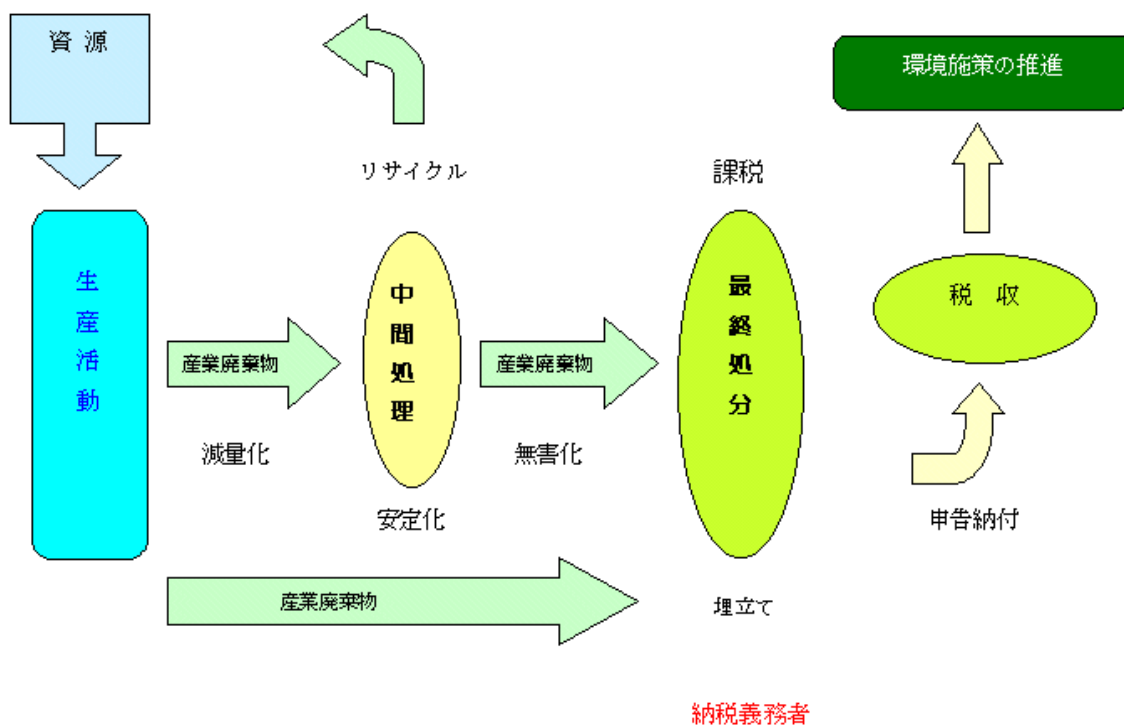
環境未来税施行までの経過

平成 13 年 12 月 13 日	北九州市「税のあり方」研究会が環境未来税を提言
	北九州市環境未来税準備委員会の設置
平成 14 年 3 月 26 日	環境未来税の早期実現に関する決議(2月市議会)
平成 14 年 6 月 19 日	北九州市環境未来税条例可決(6月市議会)
平成 14 年 6 月 26 日	総務大臣へ協議書提出
平成 14 年 9 月 27 日	総務大臣の同意
平成 15 年 10 月 1 日	北九州市環境未来税条例施行

環境未来税の仕組み

納税義務者	市長が許可した産業廃棄物の最終処分業者及び市内の自家処分事業者
課税標準	納税義務者が市内の埋立処分場で処分する産業廃棄物の埋立量
課税の特例	税負担の公平性や税の簡素化の観点から、特に設定していません。
税率	平成 18 年度まで 500 円 / トン (暫定税率) 平成 19 年度以降 1,000 円 / トン (本則税率)
徴収方法	申告納付 (毎月)
決算額	平成 15 年度 247,526 千円 (平成 15 年 10 月開始) 平成 16 年度 808,875 千円 平成 17 年度 886,877 千円 平成 18 年度 725,181 千円 平成 19 年度 1,313,799 千円 (本則税率へ移行) 平成 20 年度 1,174,424 千円 平成 21 年度 677,662 千円

環境未来税のフロー図



北九州市産業廃棄物処理業 優良業者一覧

業 者 名		行 政 区	業 種	備 考
第 1 回 平成 1 0 年度	株式会社 イマナガ	門司区	中間処理	継続
	株式会社 ダイセキ	若松区	中間処理	継続
	三菱マテリアル 株式会社	八幡西区	中間処理	継続
	岩野鑛油 株式会社	八幡西区	中間処理	継続
	新日鐵高炉セメント 株式会社	小倉北区	中間処理	継続
第 2 回 平成 1 1 年度	株式会社 クリーンセンター	門司区	中間処理	継続
	株式会社 N I P P O コーポレーション	門司区	中間処理	継続
	小野田化学工業 株式会社	門司区	中間処理	継続
	株式会社 野原商会	門司区	中間処理	継続
第 3 回 平成 1 2 年度	松光運輸 株式会社	門司区	収集運搬	今回再継続
	株式会社 石松商会	八幡西区	収集運搬	今回再継続
	九州運輸建設 株式会社	八幡西区	収集運搬	今回再継続
	九州エー・ダブリュー・アイ・メディカル 株式会社	戸畑区	収集運搬	今回再継続
	株式会社 新菱	八幡西区	中間処理	今回再継続
第 4 回 平成 1 3 年度	日本資源流通 株式会社	小倉北区	収集運搬	継続
	岡本土木 株式会社	小倉南区	中間処理	継続
	株式会社 アステック入江	戸畑区	中間処理	継続
第 5 回 平成 1 4 年度	九州衛生工業 株式会社	小倉南区	収集運搬	継続
	株式会社 メディクリーン	小倉南区	収集運搬	継続
	喜楽鋳業 株式会社	若松区	中間処理	継続
	有限会社 美浄社	若松区	中間処理	継続
	高野興産 株式会社	八幡西区	中間処理	継続
第 6 回 平成 1 5 年度	山九 株式会社	門司区	収集運搬	継続
	株式会社 成和産業	八幡西区	収集運搬	継続
	小出油業 有限会社	若松区	中間処理	継続
	ホクザイ運輸 株式会社	小倉北区	中間処理	継続
	株式会社 ダイマル	八幡西区	中間処理	継続
	光進工業 株式会社	小倉北区	中間処理	継続

	業 者 名	行 政 区	業 種	備 考
第 7 回 平成 1 6 年度	株式会社 環境開発	小倉北区	収集運搬	継続
	九州メタル産業 株式会社	小倉北区	中間処理	継続
	北九州イーエルプイ協同組合	若松区	中間処理	継続
第 8 回 平成 1 8 年度	ヤクシン開発 株式会社	八幡西区	収集運搬	
	株式会社 鋼ライン	若松区	収集運搬	
	株式会社 金田商店	門司区	中間処理	
第 9 回 平成 1 9 年度	株式会社 サンキュウ・トランスポート・九州	小倉北区	収集運搬	
	株式会社 ジェイ・リライツ	若松区	中間処理	
	西日本家電リサイクル 株式会社	若松区	中間処理	
第 1 0 回 平成 2 0 年度	産興北九 有限会社	門司区	収集運搬	
	アサヒプリテック 株式会社	門司区	中間処理	
	株式会社 リサイクルテック	若松区	中間処理	
第 1 1 回 平成 2 1 年度	エスケイケイ運輸 株式会社	小倉北区	収集運搬	
	コカ・コーラウエストロジスティクス 株式会社	若松区	中間処理	

北九州市産業廃棄物処理業優良業者数

- ・ 収集運搬業者： 1 5 社
- ・ 中間処理業者： 2 7 社

平成 2 2 年 9 月作成